

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例 及び施行規則

・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例 ・ ・ ・ ・ ・	207
・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則 ・ ・ ・ ・ ・	216

○国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和三十四年十二月二十六日

宮城県条例第三十六号

改正 昭和四二年三月二二日条例第一五号

昭和四五年一〇月一五日条例第三六号

昭和五三年一〇月二〇日条例第三三号

昭和五四年三月二〇日条例第一三号

昭和六一年一二月一九日条例第三五号

昭和六二年一二月二四日条例第三六号

平成二年一〇月一二日条例第三三号

平成四年三月二七日条例第一九号

平成六年三月二三日条例第三号

平成一三年一二月二五日条例第七六号

平成二一年三月二四日条例第三二号

平成二二年三月二四日条例第三四号

平成二三年三月二二日条例第三七号

平成二四年三月二三日条例第四五号

平成二五年七月一六日条例第五九号

平成二八年三月二二日条例第三五号

平成二九年三月二三日条例第二六号

平成二九年七月一三日条例第四三号

平成二九年一二月二一日条例第七四号

平成三〇年七月一一日条例第六九号

令和二年七月一三日条例第五五号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(平一三条例七六・改称)

(趣旨)

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第九十条第二項の規定による負担金及び法第九十条の二第一項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭四二条例一五・平一三条例七六・一部改正)

(負担金の徴収)

第二条 県は、法第九十条第一項の規定に基づき国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第九十条第八項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別

申請事業」という。)を除く。以下この条から第四条までにおいて「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)及び法第九十条第二項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

- 2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金額を徴収する。

(昭四二条例一五・昭五三条例三三・平一三条例七六・平二二条例三四・一部改正)

(負担金の額)

第三条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第五十二条第一項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額(以下「加算額」という。)を加えて得た額)とする。

- 一 令第五十二条第一項第一号又は第一号の三の規定の適用を受ける事業 法第九十条第一項の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。)から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の三十以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び同条第九項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額
- 二 令第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の二十七以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる事業以外の事業 県負担額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)の二分の一に相当する額から市町村負担額を控除して得た額

- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第一項各号に掲げる額(次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額)を割り振つて得られる額
- 二 法第九十条第二項に規定する省令で定める者(次号に掲げる者を除く。) その受ける利益を限度として知事が定める額

三 令第五十二条第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額

- 3 第一項又は前項第一号の規定により算出して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭四二条例一五・昭五二条例三三・昭五四条例一三・平二条例三三・平四条例一九・平六条例三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二八条例三五・令二条例五五・一部改正)

(負担金の徴収方法)

第四条 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金(第五項に規定するものを除く。)は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第九十条第二項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。

- 2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間(据置期間を含む。)は、令第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年、その他の事業にあつては十七年とし、据置期間は、同項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては三年、その他の事業にあつては二年とする。

- 3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の全てが発生した年度以後において知事の指定する年度

二 令第四十九条第一項第一号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第五十二条の二第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度

- 4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、令第五十三条第二項の規

定により農林水産大臣が定める率とする。

- 5 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で令第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、令第五十二条の二第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 6 第一項の規定による据置期間中の各年度に係る利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭五三条例三三・全改、昭六一条例三五・平二条例三三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二九条例二六・平二九条例七四・平三〇条例六九・令二条例五五・一部改正)

(特別徴収金)

第五条 県は、法第九十条の二第一項の規定に基づき国営土地改良事業（埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第五十三条の八又は令附則第五条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合及び令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。
- 4 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平一三条例七六・追加、平二一条例三二・平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・平二九条例七四・一部改正)

(延滞金)

第六条 知事は、第二条第一項の規定により県が徴収する負担金又は前条第一項の規定により県が徴収する特別徴収金（第三項において「負担金又は特別徴収金」という。）を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平一三条例七六・追加)

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例七六・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和三十四年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第九十条第一項の規定に基き県が負担する額の四分の一に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「十五年」とあり、及び「十七年」とあるのは、「二十五年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平四条例一九・追加、平二一条例三二・旧第四項繰上・一部改正、平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・一部改正)

(負担金の額の特例)

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。）についての第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第三条第一項の規定にかかわらず、特例法第五条の規定に基づき県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあっては、その軽減されることとなる額を控除した額）から当該国営土地改良事業に要する費用の額（加

算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に百分の四十二以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額とする。

（平二四条例四五・追加）

附 則（昭和四二年条例第一五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第四条第二項に規定する支払期間が昭和四十一年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

附 則（昭和四五年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年条例第三三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年条例第一三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第四項の規定は昭和六十一年四月一日から、改正後の附則第三項の規定は昭和六十年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（昭和六二年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、昭和六十二年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成二年条例第三三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（以下「申請

等」という。)が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第一九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する

（経過措置）

- 2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第三条第一項の規定は、平成五年度以後に施行される国営土地改良事業（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。）について適用し、平成四年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第七六号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の第六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則（平成二一年条例第三二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第三条第一項第二号の規定は、平成二十年度以後の土地改良法施行令（昭和二十四年政令第百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

（経過措置）

- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその

効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第八十八条の二第一項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項」と、「にあつては令第五十三条第二項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号。以下この項において「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第五十三条第二項」と、「令第五十二条第三項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条第三項」と、「令第五十二条の二第四項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条の二第四項」と、「につき令第五十三条第二項」とあるのは「につき改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十三条第二項」とする。

附 則（平成二二年条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

附 則（平成二五年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第三五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 国営土地改良事業負担金等徴収条例第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で

その支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第五五号）

この条例は、公布の日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抄）

昭和四十五年十月十五日

宮城県条例第三十六号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第七条 条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき当該条例の規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。ただし、当該条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成六年三月二十三日

宮城県規則第五号

改正 平成一三年三月二三日規則第三三号

平成一四年三月二九日規則第六六号

平成二一年三月二四日規則第二八号

平成二四年三月二三日規則第二六号

平成二八年三月二二日規則第四〇号

令和二年二月一八日規則第六号

令和五年一月十三日規則第二号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(平一四規則六六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則六六・一部改正)

(負担金の算定に係る割合)

第二条 条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第一、平成二年度から平成四年度までに着手した国営土地改良事業については別表第二、平成五年度から平成三十年度までに着手した国営土地改良事業については別表第三、令和元年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第三条第一項第一号及び第二号の規則で定める割合は、別表第二のとおりとする。

3 第一項の規定にかかわらず、国営中津山土地改良事業及び国営河南二期土地改良事業に係る令和元年度以後における条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。

4 条例第三条第一項第二号の規則で定める割合は、別表第五のとおりとする。

(平二一規則二八・一部改正、令二規則六・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二四規則二六・旧附則・一部改正)

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第四項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区分		割合
特定災害復旧事業	農用地の災害復旧	百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百

		分の五十を超え百分の八十未満の場合にあっては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあっては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	土地改良施設の災害復旧	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあっては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあっては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	除塩	百分の六
復旧関連事業		百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百分の五十を超え百分の八十未満の場合にあっては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあっては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

（平二四規則二六・追加）

別表第一（第二条関係）

区分		割合
国営かんがい排水事業	ダム	百分の十七
	頭首工	百分の十七

	排水機場	百分の十七
	排水樋門	
	排水路	百分の十七
	用水機場	百分の十七
	用水路	百分の十七

別表第二（第二条関係）

（平一三規則三三・一部改正）

区分			割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）未満のもの	百分の二十
		末端支配面積がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので、開発に要する費用が当該ダムに要する費用の二分の一以上のもの）されるもの	千分の二百九
	頭首工	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクター	百分の十九

		ル) 未満のもの	
		末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
	用水機場		百分の十七
	用水路		百分の十七

別表第三（第二条関係）

（平一三規則三三・平二八規則四〇・一部改正）

区分			割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		その他の施設	百分の十七

頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
用水機場		百分の十七
用水路		百分の十七
農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの	百分の二十五

		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上のもの	百分の十七
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑		百分の十七
国営施設応急対策事業			三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業			百分の三十

別表第四（第二条関係）

（令二規則六・追加、令五規則二・一部追加）

区分				割合		
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの			百分の二十五	
		その他のもの			百分の十七	
	頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの			百分の十七	
		末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの			百分の二十五	
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満	新設に係るもの		百分の十七	
			更新に係るもの		三百分の五十八	
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満	新設に係るもの		百分の十九	
			更新	一施設に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事（以下「軽微な施設変更工事」という。）に係るもの		三百分の五十八
				その他のもの		百分の十九
末端支配面積がおお			新設に係るもの		千分の二百三十四	

		むね三千ヘクタール (畑に係るものにあつては、千ヘクタール) 以上五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 未満	更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	千分の二百三十四
		末端支配面積がおおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の二十五
			更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の二十五
	排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の十九
			更新	主要工事計画の区分に従った路線単位に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事 (以下「軽微な路線変更工事」という。) に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十九
	用水機場	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの		百分の十七
			更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十七

	用水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの	百分の十七	
				更新	軽微な路線変更工事に係るもの
			その他のもの	百分の十七	
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの	百分の二十五		
末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上		新設に係るもの	百分の十七		
		更新に係るもの	三百分の五十八		
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑	百分の十七			
国営施設応急対策事業					三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業					百分の三十
土地改良施設突発事故復旧事業					百分の三十
国営造成土地改良施設整備事業					三百分の五十八

別表第五（第二条関係）

（平二一規則二八・追加）

区分			割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）、道路、橋梁 ^{りょう} 及び農地保全施設	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合）

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条

例施行規則の規定は、平成五年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成一四年規則第六六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の規定は、令和元年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（令和五年規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。